

火災で被災したごみの搬入について

火災で被災した燃え残りの家財等の生活用品（以下「り災ごみ」という）は、環境事業センターで処分できます。ただし、**火災に遭った建物を解体業者が解体することにより出た解体廃棄物は、産業廃棄物になるため受入できません。**

搬入前に必ず、環境事業センターにご相談ください。

搬入できるごみ

【ごみと資源物の分け方・出し方】に記載されている「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」「大型ごみ等」に当てはまるもの及び「衣類・古紙類などの資源物の燃え残り」などのり災ごみ。

- 紙ごみ、木くず、ビニール製品、プラスチック製品、陶磁器類
- 小型家電製品（特定家庭用機器を除く。ただし、リサイクルできない物は搬入可能。）
- 布団、木製家具（タンス、テーブル等）、ベット、カーペット
- 衣類・布類、古紙類、びん・かん・ペットボトル、プラスチック製容器包装類などの資源物の燃え残り

搬入できないごみ

- ① 火災に遭った建物（建築設備を含む。）を建設業者が除却することにより発生する紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず等の産業廃棄物
- ② 建築物等の石綿（アスベスト）調査をしていない建物（建築設備を含む。）の燃え殻
- ③ り災ごみであっても、「市で収集・処理できないもの」は受入れることができません。
 - 【危険物・処理困難物】（たたみ、瓦、タイル・レンガ、コンクリート、石など）
 - 【特定家庭用機器】（テレビ、洗濯機、冷蔵庫、エアコン、衣類乾燥機）
 - 【パソコン】（デスクトップ型、ノート型、ディスプレイなど）
- ④ り災ごみであっても、「産業廃棄物」は受入れることができません。
 - 工場や店舗から発生する廃棄物は、事業系一般廃棄物と産業廃棄物の2種類になります。事業活動に伴い発生したプラスチック製、金属製、ガラス・陶磁器製のものは、産業廃棄物となるため、り災ごみであっても受け入れられません。

搬入できる方

り災に遭われた方ご本人、又は茅ヶ崎市が許可している一般廃棄物収集運搬許可業者

搬入場所

茅ヶ崎市環境事業センター 住所：茅ヶ崎市萩園836番地 電話：0467-58-4299

搬入日時

月曜日から金曜日（国民の祝日含む） 9時から11時45分、13時から16時30分

*土曜日、日曜日は搬入できません。年末年始については別途ご確認ください。

搬入車両及び搬入回数

- 搬入車両：「全長5.2mまで」かつ「3t車まで」*原則搬入者にて降ろしていただきます。
- 搬入回数：1日2回まで

手数料

免除：ただし、「り災証明」の提出がある場合。搬入毎に「り災証明」のコピーを提出していただき、搬入最終で原本を提出してください。